

福祉三団体再編検討有識者会議報告書【概要】

I まえがき

福祉三団体再編検討有識者会議は、平成18年6月より、市民社協、福祉公社及び法人武蔵野の三団体の再編等の方針について検討するため、8回にわたり協議を重ねた結果、福祉三団体にはそれぞれの事業の実施、組織運営等について種々問題があり、早急に改善が必要であるとの結論に達した。

II 武蔵野市における新たな基本理念

従来 of 行政主導から市民主体へと発想を転換し、行政主導型福祉から市民主体型福祉をめざすことが必要である。また、市の各種事業の運営については、原点に立ち返り、市民主体の「新たな公共」へと転換し、地域福祉の視点に立った事業展開をめざすことが必要である。

III 改革を必要とする理由

1. 福祉制度の大改革への適応

福祉三団体の事業運営は、社会情勢の変化に立ち遅れている面がある。新しい福祉制度から、さらにその先を展望した改革が必要である。

2. 経営改善の必要性

現在、各団体ともに必ずしも事業運営（経営）が効率的であるとはいえない。

巨額の積立金があり、その帰属と使途について市民・納税者を十分納得させるだけの説明責任が、市・当該団体双方に対して求められている。

3. 福祉サービスの質的变化への適応

市民の福祉ニーズが大きく変化し、それに即応した福祉サービスの提供が求められているが、その対応への遅れが見られる。福祉三団体は、新しい福祉ニーズに対応しているかどうかという観点から見ると、不十分なものである。

4. 新制度への対応

指定管理者制度の指定を受けている団体でも経済効率の観点からの改革が行われていない等、次期の指定管理者の更新に向けた準備が十分になされていない。また、公益法人制度改革への適切な対応も求められている。

IV 改革の視点

1. 民間特性の発揮

福祉三団体は民間組織としての特性を生かして、合理的、効率的、かつ効果的な組織運営を実現することが必要である。

2. 事業者間の公平の確保

各事業所は、基本的には「市民福祉」を踏まえ、かつ市場原理も導入する等して運営（経営）されるべきである。福祉三団体に市からの補助金等が合理的理由なく支出されることは、事業者間の公平の原則に反する。

3. 専門機関の有効活用

介護保険制度の創設後、市内に保健福祉に関する民間の専門機関等が参入して実績をあげている。それらを指定管理者として指定することにより、市民サービスの向上とともに経費の縮減を図ることが可能である。

4. 適切な利用者負担の導入

高齢者を画一的に社会的、経済的弱者としてだけでとらえず、費用負担が必要な事業にあっては、適切かつ公平な利用者負担の導入を検討する必要がある。

5. 新しいニーズへの挑戦

すべての子どもの安全で健全な発達が保障される地域づくり、高齢者がいつまでも健康で地域の中で生き生きと活動でき、要介護、認知症になってもこのまちで安心して生活できる地域づくり、障害者がこのまちでくらし続けられるまちづくりなどにも挑戦しなければならない。

V 福祉三団体の解決すべき課題

1. 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会

今後は「事業型社協」へと転換し、新しい福祉ニーズを地域福祉活動に取り込み、市から自立していくことが期待される。地域福祉の中心的担い手として、市民にとって身近なものと感じられるよう、地域住民、NPO、ボランティアと協働し、「市民福祉」として地域福祉を推進していくべきである。

2. 財団法人武蔵野市福祉公社

多大な実績を残してきたが、その一方で、様々な社会情勢の変化に適応するための改革を怠ってきたため早急に改革が必要である。

有償在宅サービスの事業に市からの財政支出が投入されることに異論が出てき

ている。積立金を取り崩すとともに、福祉公社が行う他の介護サービス事業の収益を、この事業の維持のために充当するような仕組みに変更することが必要である。また、任意後見契約を基調とする後見事務サービスの内容を再構成することが福祉公社の本来のミッションとして必要である。

高齢者総合センターは、高齢者の健康づくり、社会活動、ネットワークづくりの拠点として特化し、再編することが必要である。また、通所介護事業所としてデイサービスセンターを市が設置しておく意義は薄れている。在宅介護支援センターは、介護予防を含む新たな事業展開に対応する必要がある。

福祉公社は、市民への福祉サービスに支障を来たさぬよう、新公益法人制度改革への対応を十分検討する必要がある。

3. 社会福祉法人武蔵野

様々な環境の変化により非常に厳しい局面に立たされているが、一方、組織が肥大化したため、障害者総合センターにおいては市から多くの補助を受けている。市は同センターに対する間接経費の一部の補助金を削減し、経営全体が改革されるまでの間、資金ストックを活用し、事業の安定的運営（経営）を図りながらその健全化を図るべきである。

VI 福祉三団体のめざすべき方向性

福祉三団体は、今後も市と常に連携を図りながら密接に協力し合って、武蔵野市の福祉の一翼を担っていかなければならない。各団体に対して市がいかにリーダーシップを発揮するかという点が重要である。以下に改革の方向性を示す。

1. 経営

受託事業については、経費を削減し、きちんと事業費を積算して契約すべきである。特に指定管理者として行う施設管理運営については、民間事業者との競争に耐えうるだけの経営努力が不可欠である。補助事業については、経営努力を前提とし、必要最小限の市からの補助金を受けるという考え方が基本である。自主事業は、効率性と有効性を検討し、収益性が確保できないものは利用者負担の適正化を行い、さらに廃止を含めた見直しを行うべきである。

なお、民間事業者が参入するなど事業としての供給システムが成熟したときには、英断を持って廃止を含めた事業の見直しを行うことも必要である。

2. 人事

各団体の理事長等の役職者には、民間から登用することを検討すべきである。

また、理事長を市長が選任するという仕組みは、団体の自立という面から改めるべきである。今後、一層の経費節減を推進し、市からの派遣職員を解消し、団

体固有職員の管理・運営能力の向上を促し、自立化を図るべきである。

3. 組織

将来的には福祉三団体を再編すべき時がくる可能性はあるが、この1～2年で統合していくということは時期尚早である。ただし、各団体の抱える事業の見直しは必須であり、市と各団体間、事業所間での連携が著しく欠けているため、市がリーダーシップを発揮し改善しなければならない。また、各団体において経営の合理化、効率化と意思決定の迅速化を図るため、評議員会の構成をはじめ組織のあり方について見直しが必要である。

4. 事業

各団体は、市からの受託事業、補助事業、独自事業をそれぞれ自ら点検し、スクラップアンドビルドを図っていくことが必要である。場合によっては、各団体間で事業を移管することを検討してもよい。そして、市民が納得するサービスを提供することができているかどうか、常に検証していく必要がある。このため、各団体は、個々の事業ごとに利用者の声を反映させる仕組みを構築する必要がある。

また、指定管理者となっている施設については、それぞれの施設において、市からの指定を受けることがふさわしいかどうか十分検討すべきである。

市においても、各団体への補助事業が市民ニーズに適合しているか、合理的、効率的な事業実施が行われているか検証し、補助の可否を検討する必要がある。

5. 評価システム

本有識者会議終了後、市および各団体の改革が本報告書の趣旨に沿って推進されることを客観的に評価するため、市民を含む第三者による評価組織を立ち上げることを切望する。

Ⅶ あとがき

今後、公益法人制度改革等、さらなる社会状況の変化があった場合には、サービスの低下を招かぬよう、適切かつ迅速な対応をとる必要がある。

市がこの答申を受け取った後、具体的な改革を進めるにあたっては、市民や利用者の意見に耳を傾け、市の実務担当者と福祉三団体の実務者による実質的な検討会を設置する等、市を中心として、市、福祉三団体が相互に連携しながら改革を進める体制を整える必要がある。武蔵野市の福祉サービスの向上・発展に向けて不断の努力を続け、できることから速やかに改革していくことを希望する。そして、「福祉都市・武蔵野」の伝統を今後も守り育ててほしい。